

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年5月29日
【発行者の名称】	株式会社リビングハウス (LIVING HOUSE Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北村 甲介
【本店の所在の場所】	大阪市西区南堀江二丁目10番8号
【電話番号】	06-6531-0522 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部 本部長 山崎 章範
【担当J-Adviserの名称】	株式会社SBI証券
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 正人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.sbisec.co.jp/
【電話番号】	03-5562-7210 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社リビングハウス https://www.livinghouse.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第70期	第71期	第72期
決算年月	2023年2月	2024年2月	2025年2月
売上高	(千円) 5,152,693	5,308,682	5,598,044
経常利益	(千円) 89,823	164,569	85,221
当期純利益	(千円) 50,393	77,233	26,631
純資産額	(千円) 103,238	180,472	207,103
総資産額	(千円) 3,517,126	3,933,002	3,725,090
1株当たり純資産額	(円) 99.54	174.00	199.68
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円) — (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益	(円) 48.59	74.46	25.68
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円) —	—	—
自己資本比率	(%) 2.9	4.6	5.6
自己資本利益率	(%) 64.6	54.4	13.7
株価収益率	(倍) —	—	—
配当性向	(%) —	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △326,493	455,263	△387,505
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △132,927	△75,646	△255,856
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円) 296,491	93,553	△66,241
現金及び現金同等物の期末残高	(千円) 831,402	1,305,060	595,456
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人) 194 (45)	199 (30)	212 (31)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないことから、記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 第71期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けており、第72期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第70期の財務諸表については当該監査を受けておりません。
6. 当社は、2024年11月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第70期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2 【沿革】

年月	事業の変遷
1942年 3 月	家具製造・卸の個人営業を開始
1954年 6 月	大阪市浪速区稲荷町に共栄洋家具株式会社を設立
1954年 8 月	大阪市西区南堀江の家具問屋商店街にショールームを開設
1971年10月	本社を大阪市西区南堀江立花通りへ移転し、家具小売りを開始
1976年 6 月	共栄家具株式会社に社名変更
2000年 5 月	株式会社リビングハウスに社名変更
2011年 1 月	北村甲介が代表取締役社長に就任
2012年10月	ショップブランドを「LIVING HOUSE.」に変更 「LIVING HOUSE. アーバンドックららぽーと豊洲店」オープンで関東に進出
2013年 2 月	東京事務所を開設
2016年 7 月	世界に250店舗以上展開するドイツの家具・インテリアブランド「KARE」と国内販売における独占契約締結
2019年 5 月	コインスペース株式会社と資本業務提携契約を締結し、コワーキングスペースへのオリジナル家具・什器の開発・製造を実施
2020年 9 月	「LIVING HOUSE. 愛知東郷店」オープンで中部地区に進出
2021年 5 月	「LIVING HOUSE. BAZAR BOX マリノアシティ福岡店」オープンで九州地区に進出
2022年 9 月	株式会社カヤックの資本参加を契機に業務提携契約を締結
2022年12月	四国初出店を徳島県徳島市の商業施設「アミコ」にオープン。徳島市と地域の活性化やSDGsの推進を目的とした包括連携協定を締結
2023年 1 月	鳥取県米子市の百貨店「J U 米子高島屋」の最上階フロア全体リニューアルをプロデュース
2023年 1 月	イタリアの高級家具ブランド「Edra」と日本唯一の正規代理店契約を締結
2023年 6 月	富裕層向けマーケティングチャネルを開拓することを目的として、高級宿泊施設を運営する株式会社くらつぐへ資本参加
2024年 8 月	株式会社センプレデザインへ資本参加し、協業によるショップインショップ「/SEMPRE」を開始

3【事業の内容】

当社は1942年に家具製造業として創業し、現在では直営店でのインテリアの小売販売を中心としたライフデザインプラットフォーム事業を展開しております。2024年国内のインテリアに対する一人当たりの消費額は欧米と比較して、1/3程にとどまっております（注）が、当社はミッションに『日本を「空間時間価値」先進国に』を掲げ、商業施設への出店と独自商品の開発、潜在需要にアプローチする接客提案型の販売を通して、自社の成長のみならず、国内市場の拡大を目指しております。

なお、当社はライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントである為、セグメントの記載を省略しております。

（注）strainer「アメリカの家具市場は30兆円！アメリカで家具特化ECを運営するWayfair」による2019年時点の欧米と日本の市場規模と各国の人口から計算

（1）事業の概要

全国33店舗の家具・インテリアの直営店に加え、2つのオンラインショップ「LIVING HOUSE.」「KARE」を運営しています。加えて、契約を締結したパートナー企業の資金やアセットを活用して、当社がプロデュースしたショップをつくり、パートナー企業の人員でショップ運営を行うパートナーショップが全国5店舗ございます。

これらの店舗ではファミリー層を主たるターゲット層として、トレンド感のあるオリジナル商品及び当社が選定したセレクト商品を中心に販売しています。オリジナル商品の製造は国内外の協力工場に製造を委託するファブレス型を採用しています。2021年までは政令指定都市近郊の商業施設への出店を中心としていましたが、2022年に地方部への出店を開始しています。ホテルや学生寮、マンションや戸建てのモデルルーム等を顧客とする、法人販売も行っています。

2023年にはアッパー層へのターゲット層拡大を目的として、一点当たり数百万円単位の商品ラインナップを有するイタリア トスカーナ地方発のラグジュアリーファニチャーブランド「Edra」の取扱いを開始しております。

マーケティングについては、SNSやウェブ広告、LINE CRMなどの運用業務の多くをインハウスにて実施しており、培ったノウハウをライフスタイルに関連するメーカーやD2C企業のマーケティング支援の有償サービスとして提供しております。

認知拡大に伴い、ホテルや学生寮、マンションや戸建てのモデルルーム等を顧客とする、法人販売部門の売り上げも増加しております。

[直営店舗数]

2025年2月28日現在

地区	店舗数	店舗
リビングハウス・KARE（直営店）		
北海道・東北地区	1店舗	LIVING HOUSE. アリオ札幌店
関東地区	14店舗	LIVING HOUSE. アーバンドックららぽーと豊洲店 LIVING HOUSE. コピス吉祥寺店 LIVING HOUSE. ららぽーと立川立飛店 LIVING HOUSE. 横浜ベイクォーター店 LIVING HOUSE. コクーンシティさいたま新都心店 LIVING HOUSE. ららぽーと富士見店 LIVING HOUSE. レイクタウン店 LIVING HOUSE. ららぽーとTOKYO-BAY店 LIVING HOUSE. 幕張店 KARE青山店 LIVING HOUSE. 西武渋谷店/Edra TOKYO OFFICIAL STORE LIVING HOUSE. イオンモール太田店 LIVING HOUSE. ららぽーと湘南平塚店 LIVING HOUSE. ららぽーと海老名店
中部地区	4店舗	LIVING HOUSE. ららぽーと名古屋みなとアクルス店 LIVING HOUSE. ららぽーと愛知東郷店 LIVING HOUSE. イオンモール豊川店 LIVING HOUSE. イオンモール浜松市野店
関西地区	7店舗	LIVING HOUSE. 堀江店 LIVING HOUSE. salone/LIVING HOUSE. Spazio Edra Osaka LIVING HOUSE. ららぽーとEXPOCITY店 LIVING HOUSE. 阪急西宮ガーデンズ店 KARE with LIVING HOUSE. 梅田店 LIVING HOUSE. なんばパークス店 KARE 三井アウトレットパーク大阪門真店
中国・四国地区	3店舗	LIVING HOUSE. 広島T-SITE店 LIVING HOUSE. イオンモール広島府中店 LIVING HOUSE. 徳島アミコ店
九州地区	4店舗	LIVING HOUSE. ららぽーと福岡店 KARE BiVi 福岡店 LIVING HOUSE. Bazar Box THE OUTLETS KITAKYUSHU店 LIVING HOUSE. 長崎スタジアムシティ店
合計	33店舗	

[パートナーショップ店舗数]

2025年2月28日現在

リビングハウス（パートナーショップ）		
中部地区	1店舗	LIVING HOUSE. ふとんタナカ金沢本店
関西地区	1店舗	LIVING HOUSE. 和歌山店
中国・四国地区	1店舗	LIVING HOUSE. JU米子高島屋店
九州地区	2店舗	インハウス久永 with LIVING HOUSE. 天文館店 インハウス久永 with LIVING HOUSE. イオンモール鹿児島店
合計	5店舗	

店舗写真(イオンモール浜松市野店:2024年10月)



(2) 事業の特徴

(ア) 接客提案型販売

お客様の理想のライフスタイルをヒアリングし、提案を行う「接客提案型販売」を当社の特徴としております。2023年には販売員やアドバイザーに自分の希望や潜在ニーズをふまえた提案を求める人が約7割(注)に上っています。(注) 野村総合研究所「生活者年末ネット調査」をもとにした日経MJ(2023年11月6日発刊 第1面) 特にお客様ご自身だけでのインテリアコーディネートは購入頻度が低いことなどから、非常に難易度が高いと考えております。

接客販売スタッフを「空間時間デザイナー」と呼び、お客様との会話を重ね、ライフスタイルを理解した上で、「未知(ご自身だけでは選べなかった挑戦的な選択肢)」をプラスワンしたご提案を行なっております。

① 高い専門性

入社後半年以上の空間時間デザイナーの全員が、住生活に関わる商品の知識や販売技能を問う資格である「リビングスタイリスト(主催:一般社団法人日本ライフスタイル協会)」を保有する等、専門性を有しています。

② LINEを活用したオンライン接客

ご来店いただき、初めて接客提案させていただいてから購入に至るまでのお客様の平均検討期間は2025年2月期の1年間でおおよそ39日であり、その期間においてはLINE CRMを活用して1to1のオンライン接客を実施しています。オンライン接客では購入見込み顧客からのインテリア相談の受付や、店頭で提供している3Dシミュレーターを用いた家具を配置した部屋の3Dイメージ図の送付等のサービスを行っています。

③ マネジメント体制

自社開発のセールスイネーブルメント(※)ツール「compass」を活用して、検討フェーズごとの顧客数や移行率を可視化しています。こうしたデータをKPIとして管理しており、トップパフォーマー分析やスタッフの日々の行動の確認とフィードバックを実施することで、サービスの標準化を図っております。

(※) セールスイネーブルメント：営業組織を強化・改善するための取り組み

④ 教育制度

スタッフの接客提案力向上を実現することを目的として「成長デザイン部」を設置しており、体系化された教育と、個別課題に合わせたフォローアップをスーパーバイザー・店長経験者などの専任メンバーが行っております。基本的な知識の習得にはE-learningや個別研修を活用し、商品・空間コーディネーターに関する知識や、接客スキルの向上を図ることで、再現性の高いサービス提供を可能にする取り組みを行っています。より実践的な内容を補完するプログラムや、社員同士のコミュニケーションを目的とした研修はオフラインで実施し、プレゼンテーション力やエンゲージメントが向上する環境をつくっています。さらに、マネジメント職やその候補者等に対しては、マネジメント力やビジネススキルを身につける研修も実施しています。

(イ) 独自性の高い自社商品

デザイン・品質・価格のバランスがとれているオリジナル商品と、他社で取り扱いがなく自社でしか販売していない海外ブランドの商品を「自社商品」と定義しています。価格帯はソファで20万円台～800万円台まで幅広く、アッパーマス層～アッパー層向けの商品構成であり、その販売額はライフデザインプラットフォーム事業全体の売り上げの60%以上(注)を占めており、商品の独自化を推進しています。(注) 2024年3月～9月末の間の家具販売数のうち、自社商品の販売数を元に計算

① オリジナル商品の開発

国内外の提携工場で生産しております。トレンドとお客様の声を掛け合わせた企画を実施しており、近年ではデンマークのデザイナーと独自企画商品の開発を実現させる等、多様なエッセンスを取り入れながら、商品力の強化を図っています。自社開発であるため、細やかなトレンドの変化に合わせて規格の調整ができるため、需要に応えた商品開発を図っております。

② 日本未進出ブランドのインキュベーション

国内正規代理店が存在していなかったブランドの中で、個性的なデザインで世界250店舗を展開していたKARE(ドイツ)とは独占販売契約、Edra(イタリア)とは国内唯一の正規代理店契約を締結しています。ブランドごとの特徴を活かしながら、マーケティングや品質管理、商品選定等で国内消費者向けにローカライズを施しています。

当社は今後もブランドインキュベーション(※)に継続的に取り組み、新たな需要の発掘を行っていきます。

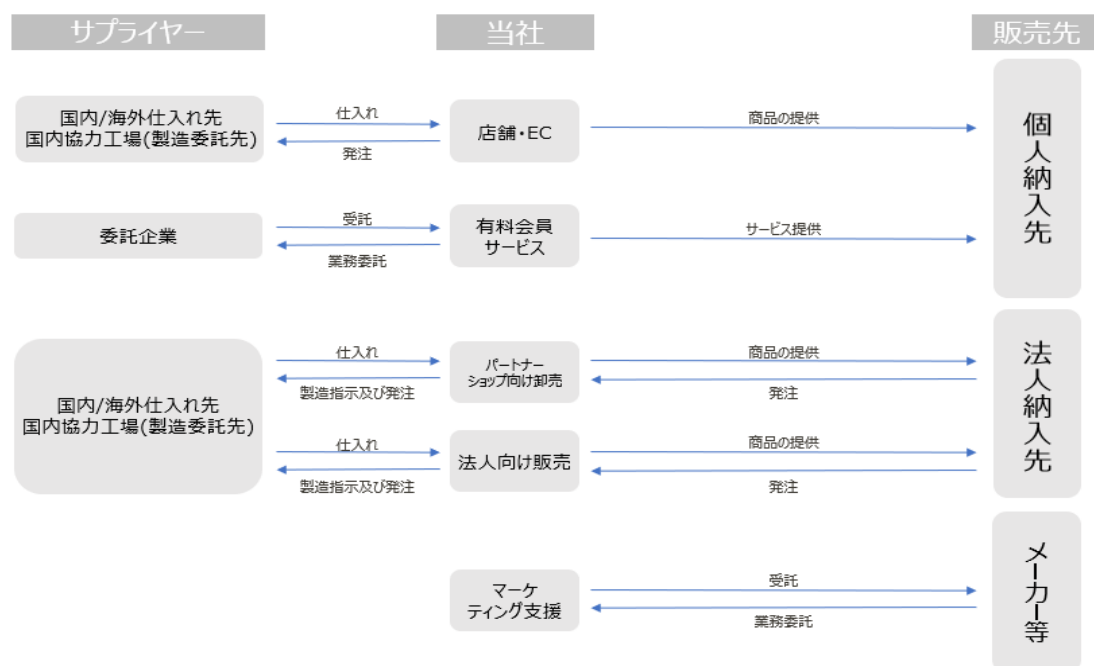
(※) ブランドインキュベーションとは、新しいブランドを開発し、市場に導入するプロセスのことです。このプロセスでは、商品やサービスの開発からブランドのマーケティング戦略の策定、販売計画の立案等が含まれます。

(ウ) 商業施設中心の出店戦略

メインターゲットであるファミリー層の集客が見込める大型ショッピングモール等の商業施設を中心に出店を行っています。そのため、需要が顕在化したタイミングでの第一想起を得やすいだけでなく、家具の購入予定がない潜在需要顧客にもリーチすることができ、幅広いテイストの商品構成や接客活動を通して、買い替えや買い足し需要を創造することを店舗販売戦略の中心に据えております。

幅広いテイストの家具を取り扱っていることにより、特定の内装を施工しなければならないという制約がなく、低コストでの出店が可能です。また、店舗ごとのマーケット環境を分析し、地域の特性や消費行動に合わせて個店ごとに最適化することができます。店舗のサイズも50坪～350坪とバリエーション豊かであり、どのような店舗区画においても出店検討ができるため、商業施設に空き区画が発生し、テナント誘致を検討する際に優先的に声がかかりやすい状況となっております。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年2月28日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
212(31)	31.52	5.76	4,315,597

（注）1．従業員数は就業人員であります。

2．臨時雇用者数（パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員は除いております。）は、1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

3．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4．当社は、ライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

5．従業員数の増加の主な要因は、業容の拡大に伴い採用が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は形成されておりましたが、労使関係は安定しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、物価高騰の影響で個人消費が伸び悩んだものの、各種政策の効果もあり雇用・所得環境が改善し、景気は緩やかな回復傾向が見られました。しかしながら、原材料・エネルギー価格の高騰、世界的な金融引き締めに伴う円安の常態化、不安定な海外情勢の長期化など、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

インテリア・家具業界におきましては、倉庫・店舗・オフィス等の賃料コストや、配送コストの上昇及び原材料価格の上昇、人材不足による人件費の増加等により、依然として厳しい競争環境が続いております。こうした環境の中で当社は、持続的に安定した成長の実現に向け、販売力の強化と商品構成の充実を図ってまいりました。

その結果、当事業年度の売上高は5,598,044千円（前年同期比5.5%増）、営業利益95,706千円（前年同期比35.0%減）、経常利益85,221千円（前年同期比48.2%減）、当期純利益26,631千円（前年同期比65.5%減）となりました。

なお、当社はライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントである為、セグメントの記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ709,603千円減少し、595,456千円となりました。なお、当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動の結果、387,505千円の支出（前年同期は455,263千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益36,709千円、棚卸資産の増加による支出321,844千円等の計上によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動の結果、255,856千円の支出（前年同期は75,646千円の支出）となりました。これは主に、新店舗のオープン等に係る有形固定資産の取得による支出123,676千円、保証金差入れによる支出135,290千円等の計上によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動の結果、66,241千円の支出（前年同期は93,553千円の収入）となりました。これは、長期借入れによる収入545,000千円、長期借入金の返済による支出511,241千円、社債の償還による支出100,000千円の計上によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社はライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントであり、当事業年度における販売実績は次のとおりであります。

事業の名称	売上高（千円）	前年同期比（%）
ライフデザインプラットフォーム事業	5,598,044	105.5

3 【対処すべき課題】

当社が長期的に競争優位性を保つためには改善すべき事項もあり、その中で対処すべき主要な課題は以下と考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(ア) ブランド力及び認知の向上

当社が事業拡大を達成するためには、当社の認知及び店舗ブランドの「LIVING HOUSE.」のブランド力の向上が不可欠と考えております。ECにおいても同じブランドにて販売を実施しているため、各種マーケティング施策やお客様との信頼の構築によってブランド力を向上させ、お客様へ価値を提供できるように取り組んでまいります。

(イ) 人材の採用及び教育

当社では、“日本を「空間時間価値」先進国へ”というミッションを十分に理解し、それを継続的にお客様に還元できるように人材の採用、育成と定着を図ることが当社における重要な経営課題の一つであると捉え、当社の理念に合う人材を積極的に採用するとともに、既存社員の成長のために教育をより一層充実させてまいります。新卒社員の採用も近年積極的に行っており、新卒社員においては、2022年度は17名、2023年度は20名、2024年度には20名が入社しており、今後も当社の成長の源泉となる人材の採用を実施してまいります。また、特に中間マネジメント層の教育については重点課題と位置づけており、将来の幹部候補の育成をすることで成長につなげることができると考えております。将来の幹部候補の育成のために、外部のビジネススクールへの参加補助などの取り組みを行っております。

(ウ) 生産性の向上

当社がお客様に提供できる価値を最大化するためには、社内オペレーション改善を継続的に実施し、事務処理コストを軽減することで、お客様に価値を還元できると考えております。近年の成長過程において増加した業務を、業務効率化や増員によって解決してまいりましたが、今後はより効率化へのシフトが必要と考えております。ITシステムへの積極投資や継続した業務の見直しによって最適化を図り、生産性向上に取り組んでまいります。そのためには社内教育も重要であるため、社内研修を実施して継続した改善を行います。

(エ) マーケティング強化

当社は、独自のマーケティング施策を実行するとともに、DXやPR、OMO推進によって事業全体を横断するマーケティングにも取り組むことで、幅広いお客様へ価値を提供できるように努めてまいります。また、マーケティングの強化は物販にとどまらず、有料会員サービスやパートナーショップでのコンサルティング等のサービスにも寄与するため、積極的に投資を行ってまいります。

(オ) 店舗開発

これまで主に商業施設への新規出店によって成長してまいりましたが、今後も人口の多い主要都市での出店に加え、路面店やこれまで出店してきた商業施設よりも規模の小さい場所や地方の商業施設でも収益化を実現可能な体制を構築し、多くのお客様に価値を提供できるよう地方を含めた日本全国に継続して出店をする 것을目指してまいります。

(カ) 新規事業開発

当社は、これまで主に既存事業である小売店舗の出店拡大や法人事業によって成長してまいりました。今後の更なる成長のために、新規事業の売上を拡大するとともに、人材採用を強化し、業務提携やM&Aを含めた資本業務提携を検討してまいります。

(キ) ガバナンス体制の構築

内部管理体制やコーポレート・ガバナンスの強化が、当社が今後継続的な成長を続けるためには必要となります。そのために内部管理体制については、専門スタッフの増員やこれまで以上に社員へ教育することによって体制の拡充に取り組んでまいります。コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査の実施及び内部統制システムの整備とその強化を図っております。

(ク) 財務体質の強化

新規事業開発やブランド認知への投資や生産性向上のためのIT投資をし、優秀な人材の採用・教育を行うためには事業資金の安定的な確保が必要であると考えております。当社は、運転資金は金融機関からの借入及び自己資金等で賄っていく方針であり、これらの資金調達方法については資金需要の額や使途、投資回収までの期間等に合わせ検討を柔軟に行ってまいります。また、有利子負債とのバランスを勘案しながら今後自己資本の拡充をすることを目指しております。

4 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のものがあります。当社としてはこれらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、その発生の予防、回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、当社として必ずしも重要な事業上のリスクに該当しないと考える事項につきましても、投資者の判断上、あるいは当社の事業活動を理解するうえで重要であると考えられるものについては、投資者に対する積極開示の観点から記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 外部環境に関するリスク

① 為替

(顕在化可能性：中、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の主要な製品における外貨決済比率は26.6%（2025年2月期売上比率ベース）となっており、為替レートの変動はユーロ建てやドル建ての輸入仕入原価や製品調達等に影響を及ぼす可能性があります。想定を超えて為替レートが円安方向に進んだ場合には、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。ただし、原価高騰部分については値引率のコントロールと価格転嫁及び一部を為替予約にて対応しており、影響を緩和しております。値上げについては価格競争力の低下につながり、業績に影響を与える可能性があります。

② 物流・配送コスト

(顕在化可能性：中、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

昨今では燃料価格の高騰やインターネット通販の普及による物流会社における人材不足及び人件費の上昇によって物流コストが高騰しております。配送料の値上げも実施しておりますが、今後も物流コストが高騰し続けて消費者への価格転嫁がかなわなかった場合や、大規模災害等によって物流網に影響がでて物流コストが高騰した場合には当社の営業利益を圧迫し、業績に影響を与える可能性があります。

③ カントリーリスク

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：大)

当社の主要海外取引先はドイツやイタリア等のヨーロッパ諸国であるため、ウクライナ情勢によって陸路、空路、海路問わず物流網に影響がでる可能性があります。また、生産地においては中国やベトナム等があり、政治的な要因によって生産地工場の稼働ができなかった場合には、供給体制に問題が発生し、業績に影響を与える可能性があります。

④ 店舗出退店

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は主に商業施設へ出店を展開しているため、今後商業施設側からの誘致が減少し、当社にとって魅力的な物件が無くなった場合や、商業施設側の都合によって退店を余儀なくされる可能性があります。店舗展開が進まず、店舗数が減少した場合は当社売上に影響を与える可能性があります。

⑤ 競争環境

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

当社が小売りを展開している家具・インテリア業界には、大手の家具メーカーの他にも、当社と同じ価格帯での小売店等も多数存在しております。他社が差別化された商品やサービスを開発し、当社の競争優位性が失われた場合や、実店舗展開、EC問わず新規参入によって業界構造の変化が発生した場合には、業績に影響を与える可能性があります。当社としては、継続した商品やサービスの開発及びマーケティング戦略や顧客分析による戦略の見直しによって競争優位性を確保してまいります。

⑥ 消費動向の変化

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

近年はコロナ禍においても、商業施設への積極出店によって業績拡大を維持してまいりましたが、近年の生活環境の変化や各家庭の余剰資金の使途の多様化によって、消費動向が変化し、家具インテリアに対する消費額が低下すると当社業績に影響が出る可能性があります。

当社としてはマーケティング支援サービスや有料会員サービス等の既存小売販売チャネル以外の事業領域における収益手段を確保し、サービスポートフォリオの多様化をすることで収益基盤を強固なものにしてまいります。

(2) 経営環境に関するリスク

① 情報システム

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は基幹システムや店舗POSシステムをはじめ、商品の発注や顧客管理等の業務において、社内外のリソースやシステム、ネットワークを利用しております。また、ECによるオンライン販売も実施し、決済システムも利用しております。当該システム及びネットワークに、自然災害、人為的過誤、停電、コンピューターウィルス、ハッカー等により障害等が発生した場合、事業遂行及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 個人情報の取り扱い

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：大)

当社では、商品を配送する場合が多いため、お客様の氏名や住所等の個人情報を保有しております。これらの個人情報何らかの理由で社外に流出した場合には、損害賠償や信用の失墜による売上高の減少を招くことになり、業績や財政状態に悪影響を与える可能性があります。そのため、個人情報保護規程を制定し、社員教育を実施することで情報漏洩対策を行っております。また、2023年11月にPマークを取得し、今後社内管理体制の強化を図ってまいります。

③ 特定事業領域への依存リスク

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

当社では、家具小売販売の売上比率が高く、マクロ経済環境や消費動向等の変化によって需要が落ち込んだ場合や、国内外の物流網等のサプライチェーンに問題が発生した場合には、当社の事業計画の達成に影響を与える可能性があります。今後新規事業領域にも進出することで回避を図ってまいります。

④ 主要な仕入先への依存リスク

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

KARE社を含め2025年2月期においては上位10社に仕入先が集中し、仕入金額の約60%を占め、マクロ環境など何らかの事情によって仕入先の稼働が停止するなどの事態が発生した場合には、適切な仕入量を確保できない可能性があります。そのため、既存取引先とは良好な関係を継続しながらも、常に新規の仕入先の開拓や商品の多様化によるリスク分散を図ってまいります。

⑤ 人材・採用・教育環境のリスク

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の事業拡大において、人材の採用及び教育は重要課題であると認識しております。店舗においては、出店に伴う販売人材の確保が必要であり、新規事業においては新たな事業領域の専門知識を有する人材の確保が必要となる場合があります。今後当社の理念に合う人材確保が困難になった場合には、既存事業のみならず成長戦略へも影響を与える可能性があります。そのため、新卒及び中途採用において多角的な採用活動を実施し人材確保に努めてまいります。

⑥ 特定経営者への依存

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の代表者である北村甲介は主要な経営判断において重要な役割を果たしております。今後何らかの理由によって退任、退職することがあった場合には当社の業績や今後の事業計画に影響を与える可能性があります。そのため、他の経営陣や幹部への権限委譲を行うことで依存度合いを薄めてまいります。

⑦ 品質管理・商品不良

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は自社工場を保有しておらず、国内外の協力工場に商品の生産を委託しているため、工場における詳細な生産進捗状況や品質管理体制を完全に網羅することは困難であり、問題のある商品がお客様のもとへ届いた場合、商品不良によるクレームが発生する可能性があります。そのため、商品不良を防ぐために当社における品質基準を作成し、それに基づいた検品体制を構築することでリスク軽減を図っています。また、商品不良発生時の報告フローの徹底についても社内周知を実施いたします。

⑧ 内部管理体制

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、役員及び従業員に対し、コンプライアンス規程やコンプライアンスマニュアル等を通じ、コンプライアンスに対する意識の徹底を図っております。しかしながら、万が一、当社の役員及び従業員が法令等に違反する行為を行った場合には、当社の社会的信用及び業績に影響を及ぼす可能性があります。継続した研修や教育によって法令遵守の意識を高め、また内部通報制度等の社内周知によって牽制を図ってまいります。

⑨ 資金繰り

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

積極的な店舗開発は多額の資金を必要とし、投資回収までに長期の期間を要する場合がございます。資本投下のスピードが資金回収を大きく上回った場合には資金繰りに大きな影響を与える場合がございます。そのため、新規出店や事業開発については、取締役会において収益性を議論した上で投資判断を行い、リスク低減を図ってまいります。

⑩ 棚卸資産の評価損

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

当社においては事業及び店舗拡大に伴って、店頭在庫や倉庫の在庫金額が拡大しております。在庫リスクのある商品については需要予測をしながら発注しているものの、販売が振るわず店頭でのセール販売やアウトレット店舗で原価を下回る価格にて販売しても売り切れない商品が発生した場合には、棚卸資産の評価損を計上することになり、業績に悪影響を与える可能性があります。

⑪ 固定資産の減損

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、商業施設等の直営店舗設備や本社設備などの固定資産を保有しており、これらの固定資産に関して減損損失を認識する必要があると判断した場合には、減損損失の計上により、業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。そのため、各店舗別の業績動向を注視して、業績が悪化している店舗については早期に原因の分析と対策を実行することで対応してまいります。

⑫ 過去の廃棄物処理法違反に伴うリスク

当社は、過年度において当社で家具をご購入いただいた顧客の不用な家具につき業務委託先である配送業者が回収（以下、家具引き取りサービスという）を行っていた期間がありますが、回収した不用品は廃棄物処理法第2条第4項に定める産業廃棄物に該当しないため一般廃棄物処理免許が必要であったこと、業務委託先の配送業者を排出事業者としていたことが発覚し、2023年9月に家具引き取りサービスを停止しました。

業務委託先の配送業者からは適切に廃棄物処理が行われていることの確認書を入手しており、過去の法令違反に対するリスクの低減をしておりますが、上記の廃棄物について適切に処理委託等されず不法投棄されていた事実が発覚した場合においては、当社に処分費用が発生する可能性があります。現在まで、これらの違反について行政処分や係争、紛争はございませんが、その応対等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他の項目

① スtock・オプションの行使に伴う既存株式の希薄化

（顕在化可能性：高、顕在化する時期：1～3年以内、影響度：低）

当社は、役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、Stock・オプションを付与しております。これらのStock・オプションが権利行使された場合、既存株主の株式の価値及び議決権所有割合が希薄化する可能性があります。

② 大株主による株式売却

（顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の株式のうち、代表の北村甲介とその親族関連の保有割合は91.1%になります。これらの株式が一斉に市場で売却された場合、株価を維持することができずに値崩れが発生するリスクがあります。

③ J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

（顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：大）

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「本契約」という。）を締結する義務があります。本書公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社SBI証券（以下、「同社」という。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うことと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができますものと定められております。

(1) 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない、法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- (4) 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- (5) 事業活動の停止
- 当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
 - b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- (6) 不適当な合併等
- 当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合
- (7) 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき
- (8) 発行情報等の提出遅延
- 当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- (9) 虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
 - b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなる場合が
確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(18) 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

(19) 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第6 経理の状況 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（重要な会計方針）」に記載されているとおりであります。

(2) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(4) 財政状態の分析

（資産）

当事業年度末における資産合計は3,725,090千円となり、前事業年度末に比べ207,911千円減少いたしました。主な要因は、商品の増加321,844千円、敷金及び保証金の増加120,740千円があったものの、現金及び預金の減少752,157千円等があったことによるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債合計は3,517,986千円となり、前事業年度末に比べ234,543千円減少いたしました。主な要因は、契約負債の減少79,272千円、未払消費税等の減少70,428千円、未払法人税等の減少51,884千円等があったことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は207,103千円となり、前事業年度末に比べ26,631千円増加いたしました。主な要因は、繰越利益剰余金の増加26,631千円があったことによるものであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は138,168千円であり、主に新店舗出店に伴う内装投資等となります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社は、ライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

(2025年2月28日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
LIVING HOUSE. アーバンドック ららぽーと豊洲店 (東京都江東区)	店舗	3,678	—	—	—	3,678	7 (—)
LIVING HOUSE. 横浜ベイクォー ター店 (横浜市神奈川区)	店舗	3,302	—	—	—	3,302	7 (—)
LIVING HOUSE. 堀江店 (大阪市西区)	店舗	6,359	—	—	—	6,359	5 (—)
LIVING HOUSE. ららぽーと EXPOCITY店 (大阪府吹田市)	店舗	16,928	62			16,990	5 (—)
大阪本社 (大阪市西区)	統括業務施設	86,323	793	350,000 (397.54)	804	437,920	40 (2)
東京本社 (東京都港区)	統括業務施設	1,069	630	—	280	1,979	50 (4)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア、車両運搬具であり、建設仮勘定は含んでおりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3. 当社は、ライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年2月28日)	公表日現在発行数(株) (2025年5月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	2,962,800	1,037,200	1,037,200	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,000,000	2,962,800	1,037,200	1,037,200	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式56,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は以下のとおりであります。

第1回新株予約権（2020年2月28日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年2月28日)	公表日の前月末現在 (2025年4月30日)
新株予約権の数（個）	800（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	16,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	124（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自2022年3月1日 至2030年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 124 資本組入額 62	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとしております。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

(注) 2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(注) 3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (3) 新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- (4) 権利者が死亡した場合には、相続人はこれを行使できないものとする。

(注) 4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

第2回新株予約権（2022年4月30日定時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年2月28日)	公表日の前月末現在 (2025年4月30日)
新株予約権の数（個）	1,250（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	25,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	947（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自2024年5月2日 至2032年4月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 947 資本組入額 474	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとしております。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

（注）2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（注）3．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (3) 新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- (4) 権利者が死亡した場合には、相続人はこれを行使できないものとする。

（注）4．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

第3回新株予約権（2022年4月30日定時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年2月28日)	公表日の前月末現在 (2025年4月30日)
新株予約権の数（個）	500（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	947（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自2022年5月2日 至2032年4月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 947 資本組入額 474	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとしております。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

（注）2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（注）3．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 権利行使時においても当社との間で業務委託契約、顧問契約およびアドバイザー契約等（類似する契約を含む。以下、業務委託契約等という。）が有効に存続していることを要する。ただし、当該業務委託契約等が終了している場合であっても、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (3) 新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- (4) 新株予約権者に合併等一般承継が生じた場合は、当該一般承継により権利を取得した者はこれを行使できないものとする。

（注）4．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

第4回新株予約権（2023年1月31日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年2月28日)	公表日の前月末現在 (2025年4月30日)
新株予約権の数（個）	150（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	947（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自2025年2月2日 至2033年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 947 資本組入額 474	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとしております。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

（注）2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（注）3．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (3) 新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- (4) 権利者が死亡した場合には、相続人はこれを行使できないものとする。

（注）4．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

第5回新株予約権（2023年1月31日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年2月28日)	公表日の前月末現在 (2025年4月30日)
新株予約権の数（個）	100（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	947（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自2023年2月2日 至2033年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 947 資本組入額 474	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとしております。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

（注）2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（注）3．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 権利行使時においても当社との間で業務委託契約、顧問契約およびアドバイザー契約等（類似する契約を含む。以下、業務委託契約等という。）が有効に存続していることを要する。ただし、当該業務委託契約等が終了している場合であっても、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 各新株予約権1個当たりの一部行使できないものとする。
- (3) 新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場している場合に限り行使はできるものとする。
- (4) 新株予約権者に合併等一般承継が生じた場合は、当該一般承継により権利を取得した者はこれを行使できないものとする。

（注）4．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2024年11月 1 日 (注)	985, 340	1, 037, 200	—	30, 000	—	—

(注) 2024年10月15日開催の取締役会決議に基づき、2024年11月 1 日付で普通株式 1 株につき20株の割合で株式分割を行っております。

(6) 【所有者別状況】

2025年 2 月28日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	4	—	—	3	7	—
所有株式数（単元）	—	—	—	4,720	—	—	5,650	10,370	200
所有株式数の割合（％）	—	—	—	45.5	—	—	54.5	100	—

(7) 【大株主の状況】

2025年 2 月28日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
北村甲介	東京都世田谷区	448, 580	43. 3
株式会社共栄マネジメント	大阪市西区新町一丁目14番21-1611号	240, 000	23. 1
株式会社サイモンアンドカンパニー	東京都世田谷区駒沢一丁目15番23号-1	159, 660	15. 4
北村常明	大阪市西区	96, 560	9. 3
リビングハウス従業員持株会	大阪市西区南堀江二丁目10番 8 号	50, 400	4. 9
株式会社カヤック	神奈川県鎌倉市御成町11番 8 号	22, 000	2. 1
榑原暢宏	名古屋市昭和区	20, 000	1. 9
計	—	1, 037, 200	100. 0

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,037,000	10,370	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 200	—	—
発行済株式総数	1,037,200	—	—
総株主の議決権	—	10,370	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（2020年2月28日臨時株主総会決議）

決議年月日	2020年2月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2、当社使用人 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本発行者情報公表日の前月末現在（2025年4月30日）の付与対象者の区分及び人数は、当社元取締役2名、当社使用人3名となっております。

第2回新株予約権（2022年4月30日定時株主総会決議）

決議年月日	2022年4月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1、当社使用人 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本発行者情報公表日の前月末現在（2025年4月30日）の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社使用人6名となっております。

第4回新株予約権（2023年1月31日臨時株主総会決議）

決議年月日	2023年1月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本発行者情報公表日の前月末現在（2025年4月30日）の付与対象者の区分及び人数は、当社使用人2名となっております。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

従業員持株会を運営しており、一定の基準のもと、任意で入退会ができるようになっております。本発行者情報公表日現在の従業員持株会の当社株式所有数は50,400株となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主利益の最大化という基本原則のもと、利益配分につきましては配当と内部留保への最適な配分を行うことを経営方針としております。現在、当社は成長期にあるため、配当は実施せずに事業拡大と財務基盤強化に向けた内部留保に努めております。

将来的には、業績推移やキャッシュ・フローの状況等を勘案しながら、利益の配当と内部留保への配分を検討していく方針です。内部留保資金につきましては、既存事業の拡大、新規事業開拓、社内のインフラ整備へ有効に活用することを考えております。剰余金の配当を行う場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

なお、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は、2025年5月26日をもって東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場しており、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性5名 女性1名 （役員のうち女性の比率17%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	北村 甲介	1977年6月22日生	2000年4月 萩島商事株式会社（現 アイア株式会社） 入社 2001年5月 クラブエイトカンパニー株式会社（現 株式会社ボーコンセプト・ジャパン） 入社 2002年12月 株式会社ウィークス 入社 2003年9月 当社 入社 2009年2月 当社 取締役就任 2011年1月 当社 代表取締役社長就任（現任） 2016年6月 株式会社共栄マネジメント 代表取締役（現任） 2020年12月 株式会社サイモンアンドカンパニー 代表取締役（現任）	（注2）	（注4）	448,580
常務取締役	空間時間創造 本部長	大塚 貴生	1975年6月17日生	1998年4月 日本アジア投資株式会社 入社 2003年3月 株式会社グローバルワイズ 入社 経営企画室長 2006年3月 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション入社 管理部長 2007年5月 株式会社チチカカへ出向 管理部長 2010年4月 株式会社チチカカ 経営企画室長 2015年6月 株式会社チチカカ 営業部長 2016年7月 株式会社チチカカへ転籍 営業部長 2019年7月 株式会社田谷プロダクション入社 コンシューマプロダクツ事業本部コーポレートセールスグループゼネラルマネージャー 2020年4月 当社入社 執行役員 事業推進室 2021年3月 当社 取締役 営業本部長 2022年3月 当社 取締役 空間時間創造本部長 2022年5月 当社 常務取締役 空間時間創造本部長（現任） 2024年4月 株式会社大隆商事 代表取締役就任（現任）	（注2）	（注4）	—
取締役	—	柳澤 大輔	1974年2月19日生	1996年4月 ソニー・ミュージックエンタテインメント 入社 1998年8月 合資会社カヤック設立 無限責任社員就任 2005年1月 株式会社カヤック設立 代表取締役就任（現任） 2015年9月 株式会社テー・オー・ダブリュー 社外取締役就任（現任） 2015年11月 株式会社プラコレ 取締役就任（現任） 2017年6月 ウェルブレイド株式会社（現 GLOE株式会社） 取締役就任 2019年10月 INCLUSIVE株式会社 社外取締役就任（現任） 2021年5月 株式会社カヤックゼロ 代表取締役就任（現任） 2022年11月 当社 社外取締役就任（現任） 2023年2月 株式会社フィル・カンパニー 社外取締役就任（現任） 2024年3月 琉球フットボールクラブ株式会社 代表取締役就任（現任）	（注2）	（注4）	—
常勤監査役	—	玉村 哲治	1957年5月30日生	1981年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行 2010年10月 株式会社プロネクス 入社 2017年6月 株式会社大物 入社 2020年5月 株式会社Phoxter 常勤監査役就任 2022年2月 当社 常勤監査役就任（現任）	（注3）	（注4）	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有 株式数 (株)
監査役	—	大 貫 弘	1951年5月15日生	1975年4月 株式会社丸井 入社 2004年4月 株式会社アクセス 出向 2006年8月 株式会社インザルーム 取締役就任 2008年4月 ローラアシュレイジャパン株式会社 入社（のちに、取締役就任） 2013年6月 マイデザイン株式会社 設立 代表 取締役就任（現任） 2013年7月 株式会社センブレデザイン 顧問就 任 2019年9月 当社 監査役就任（現任）	(注3)	(注4)	—
監査役	—	坂田 美穂子	1975年10月8日生	2005年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会）ク レオール日比谷法律事務所（現 CLS 日比谷東京法律事務所）入所 2012年12月 クラース銀座法律事務所（現 クラ ース東京法律事務所へ改名）開設 代表就任 2015年10月 株式会社イントラスト 社外監査役 就任（現任） 2022年4月 当社 社外監査役就任（現任） 2022年10月 日本フードデリバリー株式会社（現 株式会社くるめし）社外監査役就任 2023年5月 合同会社CRAS東京代表社員就任（現 任） 2024年6月 株式会社高速取締役（監査等委員） 就任（現任）	(注3)	(注4)	—
計							448,580

- (注) 1. 取締役柳澤大輔は社外取締役、常勤監査役玉村哲治、監査役大貫弘及び坂田美穂子は社外監査役であります。
2. 2025年5月28日開催の定時株主総会終結の時から、2026年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 2025年2月28日開催の臨時株主総会終結の時から、2028年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2025年2月期に支給した役員報酬の総額は、67,904千円です。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の権利を尊重し、効率的かつ透明性の高い経営とともに、中期経営計画の達成を通じて企業価値を持続的に高めていくことが経営上の最重要課題と認識しております。

その実現のために、経営における迅速で公正な意思決定を重視するとともに、監視・監督機能が十分発揮される適切なコーポレート・ガバナンスの構築と運営に努めております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会設置会社・監査役会設置会社であり、取締役3名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役3名）を選任しております。

当社の取締役会は、代表取締役社長 北村甲介が議長を務め、常務取締役 大塚貴生、社外取締役 柳澤大輔の3名で構成されております。原則1ヶ月に1回開催され、当社の経営に関する重要事項は取締役会決議によって決定するとともに、取締役の職務執行の監督機関として機能しております。

当社の監査役会は、常勤の社外監査役 玉村哲治が議長を務め、社外監査役 大貫弘、社外監査役 坂田美穂子の3名で構成されております。原則1ヶ月に1回開催され、相互に職務の状況について報告を行うことにより、監査業務の共有化を行っております。各監査役は、取締役会における質疑が活発に行われているか否か、ガバナンス関係や重要な経営方針について審議が時間を掛けて十分に行われているか、適切に運用されているか再確認するため取締役会へ出席しております。

監査役会設置会社を選択したのは、長期安定的体制による監査が可能で、監査役の単独権限行使ができる監査役会設置会社が現在の当社におけるガバナンス強化となること、また、独立性の高い社外取締役及び社外監査役によって経営の健全性が確保されと考えていることが理由となります。

さらに、代表取締役社長直轄の独立機関である内部監査室と連携することで経営に対する監査・監督機能が十分に機能するものと考え、当該体制を採用しております。また、監査役会は、監査法人と定期的に協議を行い、連携しております。

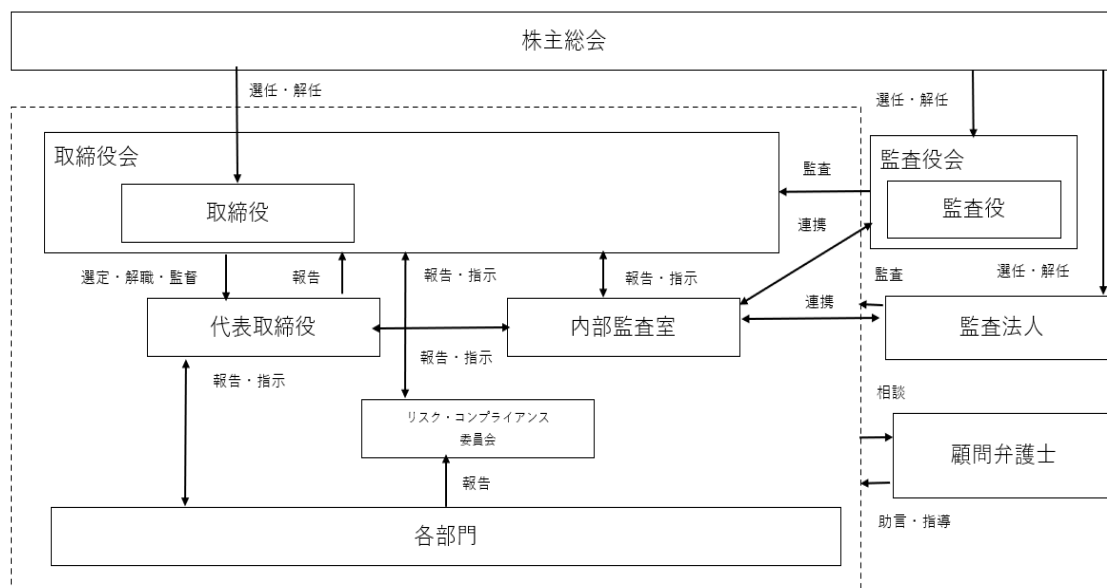
また、代表取締役社長の北村甲介が委員長を務めるリスク・コンプライアンス委員会を設置することで、ガバナンス体制の強化を図っております。

これらにより、適切な監督を実施しつつ事業環境の急激な変化にも機動的に対応できる経営体制の構築を目指しております。

機関毎の構成員は次のとおりであります（◎は議長・委員長を示します）。

役職名	氏名	取締役会	監査役会	リスク・コンプライアンス委員会
代表取締役社長	北村 甲介	◎		◎
常務取締役	大塚 貴生	○		○
取締役（社外）	柳澤 大輔	○		
常勤監査役（社外）	玉村 哲治	○	◎	○
監査役（社外）	大貫 弘	○	○	○
監査役（社外）	坂田 美穂子	○	○	○
執行役員	山崎 章範	○（オブザーバー）		○
執行役員	井上 雄太	○（オブザーバー）		○
執行役員	中井 伶音	○（オブザーバー）		○
執行役員	森 一就	○（オブザーバー）		○（オブザーバー）

当社の本発行情報公表日現在における経営管理組織体制図は以下のとおりです。



③ 企業統治に関するその他の事項

会社の機関・内部統制システムの整備の状況

当社は、以下のとおり定める内部統制システムの基本方針に従って体制を構築しております。

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役、執行役員及び使用人が遵守すべき行動規範である「スピリッツ」を実践するとともに、「リスク・コンプライアンス管理規程」を定め、取締役、執行役員及び使用人に周知徹底し、その遵守に努める。
- 2) 「取締役会規程」など会社実務を明確化するために社内諸規程や社内マニュアル等を整備し、取締役、執行役員及び使用人が具体的に判断並びに行動するための規範を確保する。
- 3) 取締役は、重大な法令、定款、規制及び社内規程違反に関する重要な事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。
- 4) 代表取締役社長を委員長として、取締役、監査役、執行役員を構成員とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス意識の醸成を図るための組織体制を確立するとともに、適正な運営を図る。
- 5) 「内部通報規程」を定め、不正行為等に関する通報等を経営陣から独立した部門担当者や社労士等を受付窓口とした通報ルートを設置する。なお、会社は、通報者が通報等をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わない。
- 6) 取締役、執行役員及び使用人の職務執行の適正性を確保するために、内部監査担当者を配し、「内部監査規程」に基づく監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱い、法令及び「取締役会規程」、「文書管理規程」などの社内規程に基づき、紙又は電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理する。
- 2) 取締役の職務執行に係る情報は、取締役及び監査役が常時閲覧できるよう検索性に配慮して保存管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 代表取締役社長を委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を設置し、「リスク・コンプライアンス管理規程」及び「内部通報規程」を制定し、可能な限りリスクを未然に防ぎ、企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- 2) 定期的に関開するリスク・コンプライアンス委員会を通じて、業務執行上のリスクについて適時把握し、その対応方針を審議するとともに、特に重大なリスクについては、取締役会に報告する。

- 3) 事業継続や安全・人命確保に重大な影響を与える事態、企業の存続に重大な脅威となる緊急事態など、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする緊急対策本部を直ちに設置し、迅速に対応を検討し、被害及び損失の拡大を最小限に止める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて取締役会を開催し、機動的な意思決定並びに適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - 2) 中期経営計画及び年度事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役会にて経営指標の分析及び進捗管理を通じて、業績目標の達成を図る。
 - 3) 取締役会の決定に基づく日常の職務執行を効率的に行うため「業務分掌規程」並びに「職務権限規程」を制定し、業務分担及び職務権限等を明確にして業務の効率性を高める。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人の登用を求めた場合は、当社使用人から監査役補助者を任命する。
 - 2) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱し、取締役からの独立性を確保するとともに、当該期間中の使用人の人事考課、異動、懲戒等については、監査役の同意を要する。
 - 3) 監査役補助者は、業務執行に係る役職を兼務しない。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 取締役会等の重要な会議には監査役が出席し、経営における重要な意思決定並びに業務の執行状況について把握できる体制を維持する。
 - 2) 取締役、執行役員及び使用人は、法令もしくは定款に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を監査役に対し、速やかに報告する。
 - 3) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
 - 4) 監査役の求めに応じて報告を行ったことを理由として、取締役、執行役員及び使用人に対し、不利益な処遇を行うことを禁止する。
 - 5) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監査法人及び内部監査担当者より監査実施状況等について報告を受けるとともに、定期的に情報交換及び協議を行う。
 - 2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - 3) 監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

④ 役員報酬の内容

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労 金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	56,900	56,900	—	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	11,004	11,004	—	—	—	4

⑤ 取締役の定数

当社は、取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

⑥ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑦ 取締役会出席状況

取締役会は、毎月1回の定時の開催に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、定期的な情報共有を行っております。最近事業年度における個々の取締役・監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
北村 甲介	15	15
大塚 貴生	15	15
柳澤 大輔	15	15
玉村 哲治	15	15
大貫 弘	15	15
坂田 美穂子	15	15

⑧ 取締役の解任の決議要件

当社は、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の解任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款で定めております。

⑩ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑪ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑫ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償契約の限度額は法令が定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑬ 会計監査の状況

当社は、PwC Japan有限責任監査法人与監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項に基づき、監査を受けております。

業務を執行した公認会計士は橋本 民子氏及び田口 真樹氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名、その他15名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士その他補助者との間には、特別の利害関係はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	17,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査日数、業務内容等を検討し、監査役会の同意を得た上で決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2024年3月1日から2025年2月28日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 2 月29日)	当事業年度 (2025年 2 月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 1,367,614	※2 615,456
売掛金	101,256	83,390
商品	1,089,772	1,411,617
前渡金	58,530	68,164
前払費用	31,210	33,028
未収入金	221,704	212,704
未収消費税等	—	13,572
未収還付法人税等	—	19,434
その他	555	473
貸倒引当金	△11,538	—
流動資産合計	2,859,106	2,457,842
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 331,810	※2 380,291
車両運搬具（純額）	0	564
工具、器具及び備品（純額）	8,592	9,185
土地	※2 350,000	※2 350,000
建設仮勘定	11,491	2,599
有形固定資産合計	※1 701,894	※1 742,640
無形固定資産		
ソフトウェア	29,779	28,017
無形固定資産合計	29,779	28,017
投資その他の資産		
投資有価証券	856	17,952
出資金	10	10
長期前払費用	12,254	25,512
敷金及び保証金	283,346	404,086
繰延税金資産	40,397	46,194
投資その他の資産合計	336,865	493,756
固定資産合計	1,068,539	1,264,414
繰延資産		
社債発行費	5,356	2,833
繰延資産合計	5,356	2,833
資産合計	3,933,002	3,725,090

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 2 月29日)	当事業年度 (2025年 2 月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	339, 891	354, 652
1 年内償還予定の社債	100, 000	80, 000
1 年内返済予定の長期借入金	※2 405, 253	※2 402, 421
未払金	145, 665	143, 938
未払費用	18, 881	21, 232
未払法人税等	54, 821	2, 937
未払消費税等	70, 428	—
契約負債	894, 966	815, 693
賞与引当金	84, 086	94, 257
その他	17, 500	30, 004
流動負債合計	2, 131, 494	1, 945, 138
固定負債		
社債	170, 000	90, 000
長期借入金	※2 1, 335, 049	※2 1, 371, 640
長期未払金	38, 467	38, 467
資産除去債務	61, 518	59, 741
その他	16, 000	13, 000
固定負債合計	1, 621, 035	1, 572, 848
負債合計	3, 752, 529	3, 517, 986
純資産の部		
株主資本		
資本金	30, 000	30, 000
資本剰余金		
その他資本剰余金	3, 000	3, 000
資本剰余金合計	3, 000	3, 000
利益剰余金		
利益準備金	1, 300	1, 300
その他利益剰余金		
別途積立金	18, 000	18, 000
繰越利益剰余金	128, 172	154, 803
利益剰余金合計	147, 472	174, 103
株主資本合計	180, 472	207, 103
純資産合計	180, 472	207, 103
負債純資産合計	3, 933, 002	3, 725, 090

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 至 2023年3月1日 2024年2月29日)	当事業年度 (自 至 2024年3月1日 2025年2月28日)
売上高	※1 5,308,682	※1 5,598,044
売上原価		
商品期首棚卸高	1,135,668	1,089,772
当期商品仕入高	2,494,525	3,039,276
合計	3,630,193	4,129,049
他勘定振替高	※2 6,277	※2 6,623
商品期末棚卸高	1,089,772	1,411,617
商品売上原価	※3 2,534,142	※3 2,710,808
売上総利益	2,774,540	2,887,235
販売費及び一般管理費	※4 2,627,291	※4 2,791,529
営業利益	147,248	95,706
営業外収益		
受取利息	3	114
助成金収入	1,485	1,274
為替差益	8,103	—
内装負担金	30,350	15,000
その他	4,149	4,293
営業外収益合計	44,091	20,681
営業外費用		
支払利息	22,702	23,066
社債発行費	2,875	2,522
為替差損	—	2,746
その他	1,192	2,830
営業外費用合計	26,770	31,166
経常利益	164,569	85,221
特別利益		
保険解約返戻金	※5 15,651	—
固定資産売却益	※6 15	※6 59
投資有価証券売却益	25,982	—
特別利益合計	41,649	59
特別損失		
減損損失	※7 13,952	※7 27,992
特別調査費用等	※8 15,391	—
投資有価証券評価損	39,959	194
固定資産除却損	※9 2,805	※9 20,383
特別損失合計	72,108	48,571
税引前当期純利益	134,111	36,709
法人税、住民税及び事業税	64,679	15,875
法人税等調整額	△7,801	△5,796
法人税等合計	56,877	10,078
当期純利益	77,233	26,631

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計			
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	30,000	3,000	3,000	1,300	18,000	50,938	70,238	103,238	103,238	
当期変動額										
当期純利益						77,233	77,233	77,233	77,233	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									-	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	77,233	77,233	77,233	77,233	
当期末残高	30,000	3,000	3,000	1,300	18,000	128,172	147,472	180,472	180,472	

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	30, 000	3, 000	3, 000	1, 300	18, 000	128, 172	147, 472	180, 472	180, 472
当期変動額									
当期純利益						26, 631	26, 631	26, 631	26, 631
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	26, 631	26, 631	26, 631	26, 631
当期末残高	30, 000	3, 000	3, 000	1, 300	18, 000	154, 803	174, 103	207, 103	207, 103

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当事業年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	134,111	36,709
減価償却費	48,758	55,891
繰延資産償却額	2,875	2,522
減損損失	13,952	27,992
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	8,802	△11,538
賞与引当金の増減額 (△は減少)	18,515	10,171
保険解約返戻金	△15,651	—
受取利息及び受取配当金	△3	△114
支払利息	22,702	23,066
為替差損益 (△は益)	△487	0
固定資産売却益	△15	△59
固定資産除却損	2,805	20,383
投資有価証券評価損	39,959	194
投資有価証券売却益	△25,982	—
特別調査費用等	15,391	—
売上債権の増減額 (△は増加)	34,333	17,866
棚卸資産の増減額 (△は増加)	45,895	△321,844
仕入債務の増減額 (△は減少)	62,798	14,760
未払金の増減額 (△は減少)	18,288	△2,769
未払消費税等の増減額 (△は減少)	68,035	△84,000
契約負債の増減額 (△は減少)	40,584	△79,272
その他	△38,064	△6,467
小計	497,603	△296,504
利息及び配当金の受取額	3	114
利息の支払額	△23,060	△23,355
法人税等の支払額	△3,891	△67,759
特別調査費用等の支払額	△15,391	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	455,263	△387,505
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△0	—
定期預金の払戻による収入	12,501	42,554
投資有価証券の取得による支出	△35,000	△17,290
投資有価証券の売却による収入	25,990	—
有形固定資産の取得による支出	△85,591	△123,676
有形固定資産の売却による収入	15	59
有形固定資産の除却による支出	△1,458	△8,635
無形固定資産の取得による支出	△22,868	△6,257
保険積立金への支出	△4,273	—
保険積立金の返還による収入	39,447	—
保証金返還による収入	—	14,000
保証金差入れによる支出	—	△135,290
その他	△4,410	△21,320
投資活動によるキャッシュ・フロー	△75,646	△255,856
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△5,730	—
長期借入れによる収入	700,000	545,000
長期借入金の返済による支出	△460,716	△511,241
社債の償還による支出	△140,000	△100,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	93,553	△66,241
現金及び現金同等物に係る換算差額	487	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	473,657	△709,603
現金及び現金同等物の期首残高	831,402	1,305,060
現金及び現金同等物の期末残高	* 1,305,060	* 595,456

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 : 58～67年

建物附属設備 : 3～22年

車両運搬具 : 2年

工具、器具及び備品 : 5～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ソフトウェア（自社利用）：社内における利用可能期間（5年）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還期間（5年）で定額法により償却する方法

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

(1) 店舗販売、オンライン販売及び卸売販売等

当社は主に家具・雑貨等の販売を事業としており、店舗販売、オンライン販売及び卸販売等においては、顧客へ商品を引き渡した時点及びサービスの提供を完了した時点で履行義務が充足されると判断し、顧客への納品日及びサービスの提供を完了した日に収益を認識しております。

(2) パートナー企業の支援による収入及び他社商品のマーケティング支援による収入等

パートナー企業の支援は、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っており、また、契約締結時に受領する加盟金は、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識しております。

一部の店舗で実施している他社商品のマーケティング支援は、顧客との契約に基づき、当該履行義務が一定期間の契約の場合は、履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じて均等に収益を認識しております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資です。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	40,397	46,194

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度末における回収可能性の検討においては、過去（3年）及び当事業年度の経営成績、課税所得及び税務上の繰越欠損金の有無を踏まえ、中期経営計画等を総合的に勘案し、一時差異等加減算前課税所得等を合理的に見積ると共に、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第26号）で示されている要件に基づき分類し、その上で、一時差異の解消時期をスケジューリングし、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

繰延税金資産の回収可能性に用いられる将来の課税所得の見積りは、当社が策定した中期経営計画等を基礎として売上高予測をその主要な仮定としております。

当該見積りについては、将来の不確実な経済状況の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	701,894	742,640
無形固定資産	29,779	28,017
減損損失	13,952	27,992

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗等を基本単位とし、全社共用資産については、共用資産を含むより大きな単位である全社でグルーピングしております。固定資産に減損の兆候が認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの算出にあたっては、取締役会で承認された事業計画を基準として合理的な見積りを行っております。事業計画の策定における主要な仮定は、売上高の成長見通しであります。売上高の成長見通しは過年度の実績と市場環境とを勘案して見積もっております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、資産グループごとの事業計画を基礎としており、市場環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の財務諸表において重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものです。

(2) 適用予定日

2029年2月期の期首から適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であり
ます。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年 2 月29日)	当事業年度 (2025年 2 月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	359,190千円	280,817千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前事業年度 (2024年 2 月29日)	当事業年度 (2025年 2 月28日)
建物	72,496千円	70,592千円
土地	350,000	350,000
定期預金	20,000	20,000
計	442,496	440,592

担保付債務は、次の通りであります。

	前事業年度 (2024年 2 月29日)	当事業年度 (2025年 2 月28日)
長期借入金（1年内返済分を含む）	279,984千円	335,730千円
計	279,984	335,730

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当事業年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日)
販売費への振替高	6,277千円	6,623千円
計	6,277	6,623

※3 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当事業年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日)
商品評価損	7,131千円	9,039千円

※4 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度82%、当事業年度72%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度18%、当事業年度28%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当事業年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日)
地代家賃	484,307千円	524,489千円
給与手当	698,067	766,593
賞与引当金繰入額	165,942	172,780
減価償却費	45,458	47,829

※5 保険解約返戻金の内訳は次の通りであります。

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

加入しておりました生命保険の解約に伴い、保険積立金の簿価と解約返戻金との差額を「保険解約返戻金」として特別利益に15,651千円を計上しております。

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

該当事項はありません。

※6 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
車両運搬具	15千円	59千円
計	15	59

※7 減損損失の内容は次の通りであります。

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

前事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
福岡市西区	店舗	建物
東京都武蔵野市	店舗	建物

当社は、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗等を基本単位とし、全社共用資産については、共用資産を含むより大きな単位である全社でグルーピングしております。

店舗に関しましては、収益性の低下により投資の回収が見込めなくなったこと等に伴い、対象店舗につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失13,952千円として特別損失に計上しております。その内訳は建物13,952千円であります。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、ゼロとして評価しております。

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
福岡市中央区	店舗	建物
大阪市北区	店舗	建物
愛知県東郷町	店舗	建物
大阪府門真市	店舗	建物

当社は、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗等を基本単位とし、全社共用資産については、共用資産を含むより大きな単位である全社でグルーピングしております。

店舗に関しましては、収益性の低下により投資の回収が見込めなくなったこと等に伴い、対象店舗につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失27,992千円として特別損失に計上しております。その内訳は建物27,992千円であります。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、ゼロとして評価しております。

※8 特別調査費用等

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

当社における不正事案に関連する調査費用として外部専門家等へ支払うべき報酬等を特別調査費用等として計上しております。

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

該当事項はありません。

※9 固定資産除却損の内容は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
建物	1,912千円	20,321千円
工具、器具及び備品	424	62
ソフトウェア	467	—
計	2,805	20,383

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	51,860	—	—	51,860
合計	51,860	—	—	51,860
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1、2	51,860	985,340	—	1,037,200
合計	51,860	985,340	—	1,037,200
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 1. 当社は、2024年11月1日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加985,340株は株式分割によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
現金及び預金勘定	1,367,614千円	615,456千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△62,554	△20,000
現金及び現金同等物	1,305,060	595,456

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主に店舗設備

無形固定資産

基幹システム

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法 (3) リース資産」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当事業年度 (2024年2月29日)
1 年内	3,255
1 年超	5,210
合計	8,465

当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

該当事項はありません。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法 (3) リース資産」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年2月28日)
1 年内	3,096
1 年超	2,113
合計	5,210

(金融商品関係)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

店舗などの賃貸借契約に基づく敷金及び保証金は、差入先、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

社債及び借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後12年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、売掛金、敷金及び保証金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替の変動リスク)の管理

当社は、外貨建金銭債権債務については、為替変動の状況をモニタリングしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金及び保証金	283,346	265,845	△17,501
資産計	283,346	265,845	△17,501
(1) 社債(1年以内に償還予定のものを含む)	270,000	265,454	△4,546
(2) 長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	1,740,302	1,710,725	△29,577
負債計	2,010,302	1,976,179	△34,123

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「未払金」は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2024年 2 月 29 日)
非上場株式	856

(注 1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	1,367,614	—	—	—
売掛金	101,256	—	—	—
合計	1,468,870	—	—	—

(注 2) 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
社債	100,000	80,000	60,000	30,000	—	—
長期借入金	405,253	284,522	279,904	219,799	104,754	446,070
合計	505,253	364,522	339,904	249,799	104,754	446,070

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金及び保証金	—	265,845	—	265,845
資産計	—	265,845	—	265,845
社債（1年以内に償還予定のものを含む）	—	265,454	—	265,454
長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	—	1,710,725	—	1,710,725
負債計	—	1,976,179	—	1,976,179

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、退去年数を想定し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りより算出した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定を含む）

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

店舗などの賃貸借契約に基づく敷金及び保証金は、差入先、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

社債及び借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後11年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、売掛金、敷金及び保証金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社は、外貨建金銭債権債務については、為替変動の状況をモニタリングしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	404,086	347,065	△57,021
資産計	404,086	347,065	△57,021
(1) 社債 (1年以内に償還予定のものを含 む)	170,000	166,267	△3,732
(2) 長期借入金 (1年以内に返済予定の ものを含む)	1,774,061	1,696,904	△77,156
負債計	1,944,061	1,863,171	△80,889

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「未払金」は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2025年 2月28日)
非上場株式	17,952

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	615,456	—	—	—
売掛金	83,390	—	—	—
合計	698,846	—	—	—

(注2) 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	80,000	60,000	30,000	—	—	—
長期借入金	402,421	494,412	339,307	224,226	111,225	202,470
合計	482,421	554,412	369,307	224,226	111,225	202,470

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	347,065	—	347,065
資産計	—	347,065	—	347,065
社債（1年以内に償還予定のものを含む）	—	166,267	—	166,267
長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	—	1,696,904	—	1,696,904
負債計	—	1,863,171	—	1,863,171

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、退去年数を想定し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りより算出した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債（1年以内償還予定を含む）

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内返済予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

当社が保有するその他有価証券は、非上場株式（貸借対照表計上額 投資有価証券856千円）のみであり、市場価格がない株式等であることから、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

当社が保有するその他有価証券は、非上場株式（貸借対照表計上額 投資有価証券17,952千円）のみであり、市場価格がない株式等であることから、記載を省略しております。

2. 事業年度中に売却した有価証券

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
(1) 株式	25,990	25,982	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	25,990	25,982	—

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

当事業年度中において売却した有価証券はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

当事業年度において、有価証券について39,959千円（その他有価証券の株式 39,959千円）減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

当事業年度において、有価証券について194千円（その他有価証券の株式 194千円）減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社使用人 4名	当社取締役 1名 当社使用人 7名	社外協力者 1名	当社使用人 2名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 38,000株	普通株式 29,000株	普通株式 10,000株	普通株式 3,000株	普通株式 2,000株
付与日	2020年2月29日	2022年5月1日	2022年5月1日	2023年2月1日	2023年2月1日
権利確定条件	「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年3月1日から2030年1月31日まで	2024年5月2日から2032年4月29日まで	2022年5月2日から2032年4月29日まで	2025年2月2日から2033年1月31日まで	2023年2月2日から2033年1月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2024年11月1日付株式分割(普通株式1株につき20株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2024年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)					
前事業年度末	16,000	25,000	10,000	3,000	2,000
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	16,000	25,000	10,000	3,000	2,000
権利確定後 (株)					
前事業年度末	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—

(注) 2024年11月1日付株式分割（普通株式1株につき20株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	124	947	947	947	947
行使時平均 株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価 (円)	—	—	—	—	—

(注) 2024年11月1日付株式分割（普通株式1株につき20株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる自社の株式の価値は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度における本源的価値の合計額

30,268千円

当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社使用人 4名	当社取締役 1名 当社使用人 7名	社外協力者 1名	当社使用人 2名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 38,000株	普通株式 29,000株	普通株式 10,000株	普通株式 3,000株	普通株式 2,000株
付与日	2020年2月29日	2022年5月1日	2022年5月1日	2023年2月1日	2023年2月1日
権利確定条件	「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年3月1日から2030年1月31日まで	2024年5月2日から2032年4月29日まで	2022年5月2日から2032年4月29日まで	2025年2月2日から2033年1月31日まで	2023年2月2日から2033年1月31日まで

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前（株）					
前事業年度末	16,000	25,000	10,000	3,000	2,000
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	16,000	25,000	10,000	3,000	2,000
権利確定後（株）					
前事業年度末	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	124	947	947	947	947
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位あたりの本源的価値を算定するための基礎となる自社の株式の価値は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度における本源的価値の合計額

49,064千円

当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2024年 2 月29日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2024年 2 月29日)
繰延税金資産	
未払事業税	5,793千円
一括償却資産	1,096
投資有価証券評価損	25,644
未払事業所税	1,128
長期未払金	13,289
賞与引当金	29,049
貸倒引当金	3,934
資産除去債務	22,563
減損損失	4,357
繰延税金資産小計	106,857
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△52,518
評価性引当額小計	△52,518
繰延税金資産合計	54,339
繰延税金負債	
資産除去債務	△13,942
繰延税金負債合計	△13,942
繰延税金資産 (負債) の純額	40,397

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2024年 2 月29日)
法定実効税率	34.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0
住民税均等割	3.4
税額控除	△7.6
評価性引当額の増減	12.9
その他	△1.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.4

当事業年度（2025年2月28日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年2月28日)
繰延税金資産	
一括償却資産	835千円
投資有価証券評価損	25,711
未払事業所税	1,076
長期未払金	13,289
賞与引当金	32,563
資産除去債務	23,135
減損損失	8,717
その他	2,738
繰延税金資産小計	108,067
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△48,390
評価性引当額小計	△48,390
繰延税金資産合計	59,677
繰延税金負債	
資産除去債務	△11,402
未収事業税	△2,079
繰延税金負債合計	△13,482
繰延税金資産（負債）の純額	46,194

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2025年2月28日)
法定実効税率	34.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9
住民税均等割	13.8
税額控除	△4.9
評価性引当額の増減	△11.2
その他	△5.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.5

3. 「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が適用されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異について、従来の34.5%から35.3%に変更される見込みです。
- なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

営業店舗用建物等の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.2%～1.7%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
期首残高	62,323千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,910
時の経過による調整額	284
資産除去債務の履行による減少額	△1,206
その他増減額（△は減少）	—
期末残高	65,311

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

営業店舗用建物等の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.2%～1.7%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
期首残高	65,311千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	13,816
時の経過による調整額	430
資産除去債務の履行による減少額	△12,590
その他増減額（△は減少）	—
期末残高	66,967

(収益認識関係)

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りです。

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
収益認識の時期	
一時点で移転される財又はサービス	5,247,733千円
一定期間にわたり移転される財又はサービス	60,949
顧客との契約から生じる収益	5,308,682
その他の収益	—
外部顧客への売上高	5,308,682

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	合計
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	135,589
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	101,256
契約負債（期首残高）	850,217
契約負債（期末残高）	894,966

契約負債は、商品の引き渡し前に顧客から受領した前受金及びパートナー企業の支援契約等に基づき受領した前受金で、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれた金額は、846,052千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	892,350
1年超	2,616
合計	894,966

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）
顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りです。

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
収益認識の時期	
一時点で移転される財又はサービス	5,500,998千円
一定期間にわたり移転される財又はサービス	97,045
顧客との契約から生じる収益	5,598,044
その他の収益	—
外部顧客への売上高	5,598,044

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	合計
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	101,256
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	83,390
契約負債（期首残高）	894,966
契約負債（期末残高）	815,693

契約負債は、商品の引き渡し前に顧客から受領した前受金及びパートナー企業の支援契約等に基づき受領した前受金で、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれた金額は、892,350千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	814,626
1年超	1,067
合計	815,693

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

当社は、ライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

当社は、ライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

当社は、ライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

当社は、ライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	北村甲介	—	—	当社代表取締役	（所有） 直接 43.3 間接 38.5	債務被保証	不動産賃借に対する債務被保証 （注）1	101,619	—	—
大株主	北村常明	—	—	経営者	（所有） 直接 9.3	債務被保証	不動産賃借に対する債務被保証 （注）1	33,652	—	—

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針等

北村甲介は当社の出店している商業施設との賃貸借契約及び東京本社事務所における賃貸借契約、北村常明は当社の出店している商業施設との賃貸借契約に係る保証を行っております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、取引金額には年間の賃借料を記載しております。

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	北村甲介	—	—	当社代表取締役	（所有） 直接 43.3 間接 38.5	債務被保証	不動産賃借に対する債務被保証 （注）1	86,752	—	—
大株主	北村常明	—	—	経営者	（所有） 直接 9.3	債務被保証	不動産賃借に対する債務被保証 （注）1	930	—	—

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針等

北村甲介は当社の出店している商業施設との賃貸借契約及び東京本社事務所における賃貸借契約、北村常明は当社の出店している商業施設との賃貸借契約に係る保証を行っております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、取引金額には年間の賃借料を記載しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
1株当たり純資産額	174.00円	199.68円
1株当たり当期純利益	74.46円	25.68円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないことから、記載しておりません。

2. 当社は、2024年11月1日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
当期純利益(千円)	77,233	26,631
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	77,233	26,631
普通株式の期中平均株式数(株)	1,037,200	1,037,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類(新株予約権の数2,800個)。 なお、新株予約権の概要は「第5発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権5種類(新株予約権の数2,800個)。 なお、新株予約権の概要は「第5発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有 価証券	銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （千円）
		株式会社くらつぐ	150	0
		コインスペース株式会社	16,667	354
		株式会社カンリー	25	307
		株式会社センプレデザイン	650	17,290
		小計	17,492	17,952
計		17,492	17,952	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （千円）	当期末残高 （千円）	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 （千円）	当期末減損損 失累計額 （千円）	当期償却額 （千円）	差引当期末 残高（千 円）
有形固定資産								
建物	586,057	140,201	50,582	675,676	259,945	35,439	33,657 (27,992)	380,291
車両運搬具	1,347	1,047	829	1,564	1,000	—	482	564
工具、器具及び備品	24,134	5,811	823	29,122	19,871	66	5,089	9,185
リース資産（有形）	109,169	—	109,169	—	—	—	—	—
土地	350,000	—	—	350,000	—	—	—	350,000
建設仮勘定	11,491	2,074	10,966	2,599	—	—	—	2,599
有形固定資産計	1,082,199	149,134	172,370	1,058,963	280,817	35,505	39,229 (27,992)	742,640
無形固定資産								
ソフトウェア	45,553	6,838	—	52,391	24,373	—	8,599	28,017
無形固定資産計	45,553	6,838	—	52,391	24,373	—	8,599	28,017
長期前払費用	12,254	21,320	8,062	25,512	—	—	—	25,512
繰延資産								
社債発行費	19,742	—	7,128	12,614	9,780	—	2,522	2,833
繰延資産計	19,742	—	7,128	12,614	9,780	—	2,522	2,833

（注）１．当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 新規出店に係る設備投資 140,201千円

２．当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 退店に係る減少 50,582千円

リース資産 リース期間満了による減少 109,169千円

３．長期前払費用は期間配分に係るものであり、償却資産とは性格が異なるため、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」、「当期末減損損失累計額」及び「当期償却額」には含めておりません。

４．当期償却額の（ ）内は減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社リビングハウス 第5回無担保社債	2020年3月25日	60,000	20,000 (20,000)	0.25	なし	2025年3月25日
株式会社リビングハウス 第6回無担保社債	2022年5月25日	210,000	150,000 (60,000)	0.46	なし	2027年5月20日
合計	—	270,000	170,000 (80,000)	—	—	—

- (注) 1. () 内書きは、1年以内の償還予定額であります。
2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
80,000	60,000	30,000	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	405,253	402,421	1.35	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,335,049	1,371,640	1.33	2026年3月～ 2035年4月
合計	1,740,302	1,774,061	—	—

- (注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。) の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	494,412	339,307	224,226	111,225

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	84,086	94,257	84,086	—	94,257
貸倒引当金	11,538	—	—	11,538	—

- (注) 貸倒引当金の「当期減少額 (その他)」は、引当債権の回収額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	1,325
小口現金	243
釣銭準備金	2,278
預金	
当座預金	465,286
普通預金	96,322
外貨預金	1
定期預金	50,000
小計	611,610
合計	615,456

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社住宅資材センター	11,396
株式会社名古屋三越	5,676
第一交通産業株式会社	5,618
株式会社インハウス久永	4,136
コスモ建設株式会社	3,664
その他	52,897
合計	83,390

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
101,256	2,119,869	2,137,736	83,390	96.25	15.9

ハ. 商品

品目	金額（千円）
商品	1,411,617
合計	1,411,617

ニ. 未収入金

相手先	金額（千円）
ソニーペイメントサービス株式会社	47,366
三井不動産商業マネジメント株式会社	41,604
三菱UFJニコス株式会社	32,287
株式会社ジャックス	19,993
株式会社ジェーシービー	18,152
その他	53,299
合計	212,704

ホ. 敷金及び保証金

相手先	金額（千円）
三井不動産株式会社	183,265
イオンモール株式会社	38,785
三井不動産レジデンシャルリース株式会社	35,640
横浜ダイヤビルマネジメント株式会社	25,000
阪急電鉄株式会社	24,333
その他	97,062
合計	404,086

② 流動負債
へ、買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社エスティック	68,555
カリガリスジャパン有限会社	42,598
株式会社パモウナ	28,952
株式会社関家具	21,870
ナガノインテリア工業株式会社	18,000
その他	174,673
合計	354,652

ト、契約負債

相手先	金額（千円）
契約負債	815,693
合計	815,693

（注） 少額な相手先多数により構成されているため、相手先の記載を省略しております。

（３）【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	2月末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告に よることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.livinghouse.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 28 日

株式会社リビングハウス
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

橋本 民子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

田口 真樹

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リビングハウスの 2024 年 3 月 1 日から 2025 年 2 月 28 日までの第 72 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リビングハウスの 2025 年 2 月 28 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明

することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上